最高裁秘書第1229号 令和5年5月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

4月11日付け(同月14日受付、第050020号)で申出のありました司法 行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等経理局メールマガジン(1号から75号まで及び77号)
- 開示しないこととした理由
 1の各文書は、いずれも廃棄済みである。
- (注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日(本通知書の右上に記載された日付)の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課(文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)